

和 特 報 第 2 号

令和 8 年 8 月 3 日

和歌山県知事 宮崎 泉 様

和歌山県特別職報酬等審議会

会 長 吉 澤 尚 美

特別職の報酬等の額について（答申）

令和 8 年 7 月 3 日付け諮職第 1 号で諮問のあった特別職の報酬等の額について、下記のとおり改定するよう答申する。

記

1 報酬等の月額

知 事	1, 2 4 0, 0 0 0 円
副知事	9 7 0, 0 0 0 円
議 長	9 8 0, 0 0 0 円
副議長	8 6 0, 0 0 0 円
議 員	8 1 0, 0 0 0 円

2 改定の実施時期

令和 8 年 1 0 月 1 日

説 明

令和 8 年 7 月 3 日、知事から特別職の報酬等の額の改定の必要性及びその額等について意見を求められた当審議会は、今日の社会経済情勢、本県の財政状況及び本県一般職の給与や他の都道府県特別職の改定状況等、諸般の事情を踏まえ、各種資料に基づき慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したものである。

1 改定の必要性

社会経済情勢や本県の財政状況は厳しい状況ではあるものの、本県の特別職の報酬等については、前回の改定から既に 20 年が経過しており、この間、他の都道府県において、特別職の報酬等を増額改定しており、本県の特別職の報酬等は全国的に低位となっている。

また、近年、一般職の給与及び民間企業の賃金も上昇していることや、特別職の職務・職責を考慮すると、増額改定が必要であると判断した。

2 報酬等の額

具体的な改定の額については、特別職の職務と職責、一般職の給与や他の都道府県の特別職の報酬等との均衡などを総合的に勘案し審議した結果、現行の知事及び副知事の給料月額、並びに議長、副議長及び議員の報酬月額を、平成 18 年度以降の幹部職員である部長級の給料の累積改定率（プラス 4.74%）に準じて改定することを基本にしつつ、特別職の報酬等が長い期間見直されなかったことを踏まえ、本県と人口規模が類似する団体との均衡も十分に考慮した上で必要な補正を行った額とすることが適当であると判断した。

3 改定の実施時期

本県の特別職の報酬等については、速やかな実施が望ましく、併せて令和 8 年 9 月議会での条例案の審議等を考慮すると、令和 8 年 10 月 1 日からとすることが適当であると判断した。

4 審議会の開催時期について

審議会開催の間隔が長くなると、他都道府県との不均衡や改定方法の複雑化につながる要因になるため、今後の審議会はこれまでの開催基準である「一般職の給与改定率が累積5%以上」に加えて、4年毎に定期的に行うことが望ましいものと意見を付す。